

第1章 計画の基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、県民一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、人と人との絆を大切に互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切です。

このような地域社会を築くために、県民の皆さんと事業者、地域で活動する団体、行政が力を合わせて犯罪のない安全安心まちづくり^{※1}を進めることを基本として、県では、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」（平成19年3月23日高知県条例第9号、以下「条例」といいます。）を制定し、平成19年4月1日に施行しました。

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画は、条例第12条に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する取組を総合的、かつ計画的に進めるための県の行動計画です。

県は、第1次計画を平成19年度から平成23年度までの間、第2次計画を平成24年度から平成28年度の間の各5年間、知事部局、教育委員会、警察が連携して、県民の防犯意識の向上や子ども、高齢者等の安全確保などに取り組んできましたが、このたび、第2次計画の計画期間が終了することから、犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取組の成果や課題などを踏まえ、新たに計画（以下、「第3次計画」という。）を策定することとしました。

第2 県民の意見の反映

この計画は、安全安心まちづくりに関する知識を有し、またその活動に尽力されている団体や個人から構成される「高知県安全安心まちづくり検討会」と、パブリック・コメントにより県民の皆さんからのご意見などをいただいて策定しました。

第3 計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内でも、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

※1 犯罪のない安全安心まちづくり…条例第2条に規定する

- (1) 地域社会における県民、事業者及び地域活動団体による犯罪の防止のための自主的な活動
- (2) 県、市町村及び県民等（県民、事業者及び地域活動団体）による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（啓発、情報の提供等を含みます。）をいいます。

第4 数値目標の設定

計画期間における取組の到達点を数値で明らかにした「目標数値」を設定し、取組の効果を測定するとともに適切な評価・検証につなげていきます。

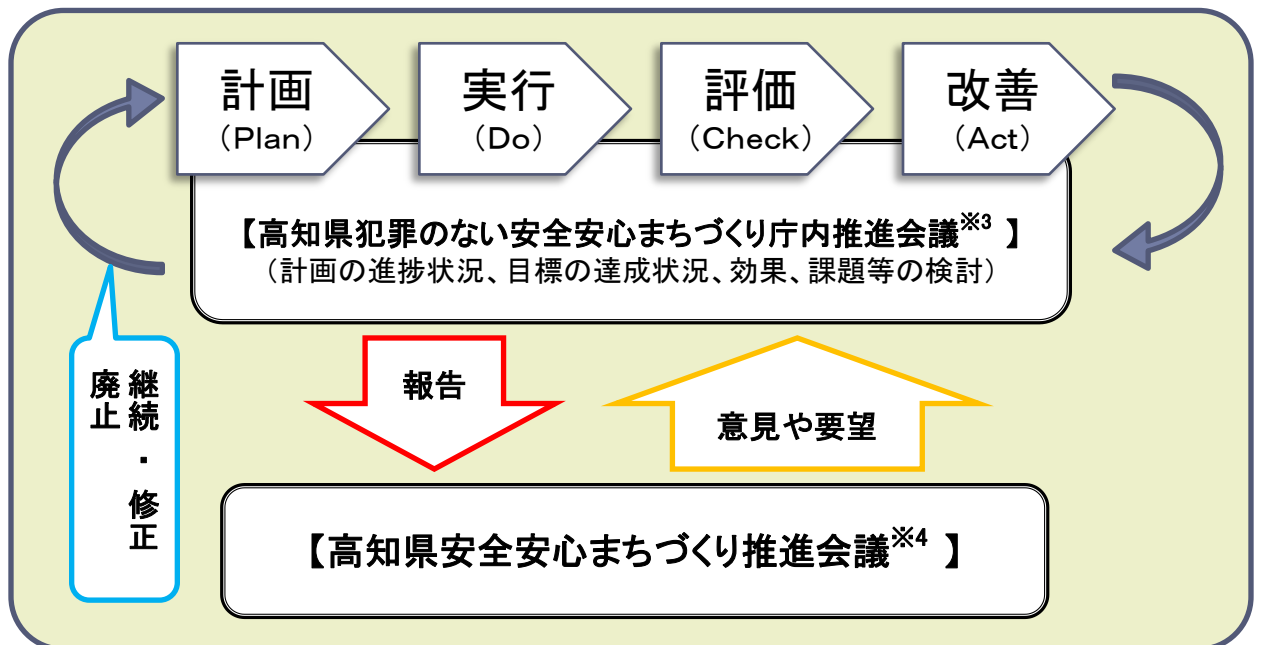
また、取組を進めるうえで、状況の経年変化を確認していくための「状況確認指標」を設定します。

第5 進行管理

この計画の進行管理は、PDCAサイクル^{※2}によって、計画の目的や目標に向けた取組を着実に進めます。

また、計画に基づく取組の実施状況、「目標数値」及び「状況確認指標」の達成状況は、毎年度取りまとめて公表します。

図1 PDCAサイクルのイメージ図



※2 PDCAサイクル…計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、最後のActではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続・修正・廃止のいずれかに改善して、次回のPlanに結び付けていくものです。

※3 高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議…犯罪のない安全安心まちづくりを全庁あげて総合的、かつ効果的に推進するため、県の知事部局と高知県教育委員会、高知県警察本部の関係課室で構成されている会議です。

※4 高知県安全安心まちづくり推進会議…高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例第11条に基き、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的に設置された体制です。

第2章 計画策定の背景

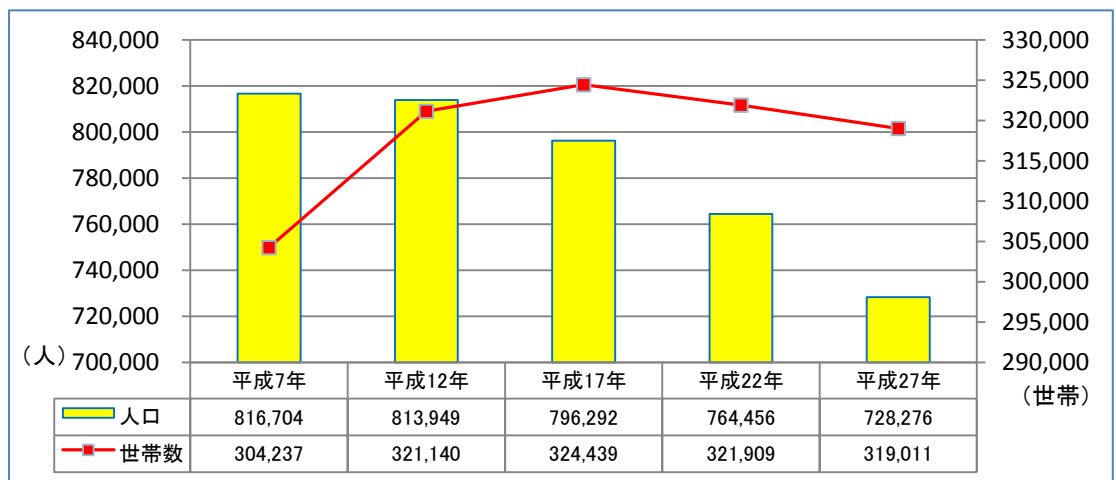
第1 高知県の現状

1 人口減少の進行

平成27年国勢調査（平成27年10月1日現在）によると、本県の人口は、平成22年調査時の764,456人より36,180人減少した728,276人です。

人口減少率は、4.7%で、この数値は、昭和40年の4.9%に次ぐ、2番目の高さとなっており、今後の高知県にとって厳しい数値といえます。

図2 高知県の人口と世帯数の推移



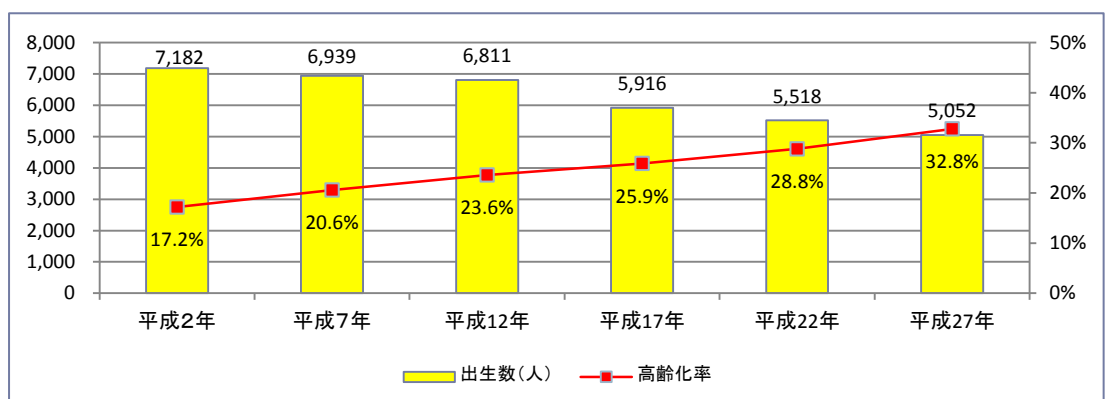
出典：総務省「国勢調査」

2 少子高齢化の進行

本県の出生数は、平成26年に過去最低の5,015人、平成27年に5,052人とやや盛り返しましたが、減少傾向に変わりなく厳しい状態が続いています。

一方、平成27年度国勢調査によると、本県の高齢化率^{※5}は、平成27年に32.8%で、平成22年の28.8%からさらに高齢化が進んでいます。また、全国平均の26.6%を大きく上回っています。

図3 高知県の出生数及び高齢化率の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」(出生数)
総務省統計局「国勢調査」(高齢化率)

※5 高齢化率・・・65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。

3 県民の意識調査

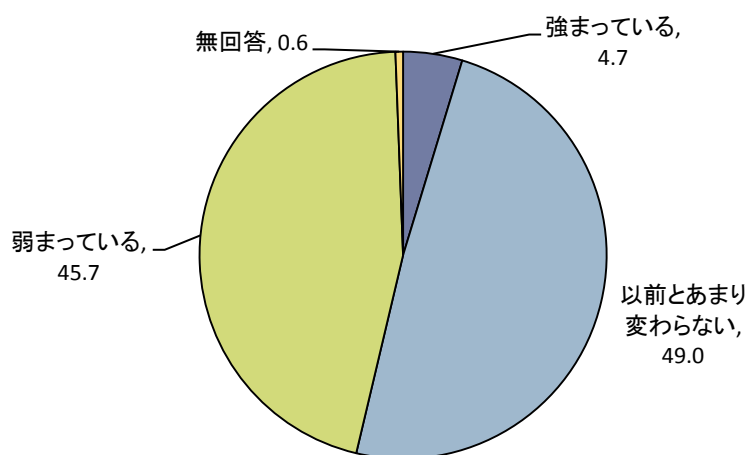
県では、県政に対する関心や意見などを把握し、その結果を県政運営の基礎資料とするために、毎年度「県民世論調査」を実施しており、また県警では、意見、要望を把握し、警察行政を推進するうえでの基礎資料とするため、「警察県民世論調査」を平成27年度に実施しました。

両調査により、安全・安心の確保や地域での支え合いの力の低下、治安が良くなっていると感じる人が多くない等、今後の課題や県民の意識が明らかになりました。

(1) 支え合いの地域づくりについて(平成26年度県民世論調査)

(問) 地域の支え合いの力は以前と比べてどうなっていると感じますか？

(結果) 「弱まっている」が、45.7%、「強まっている」はわずか4.7%となっており、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人が多いことが分かりました。

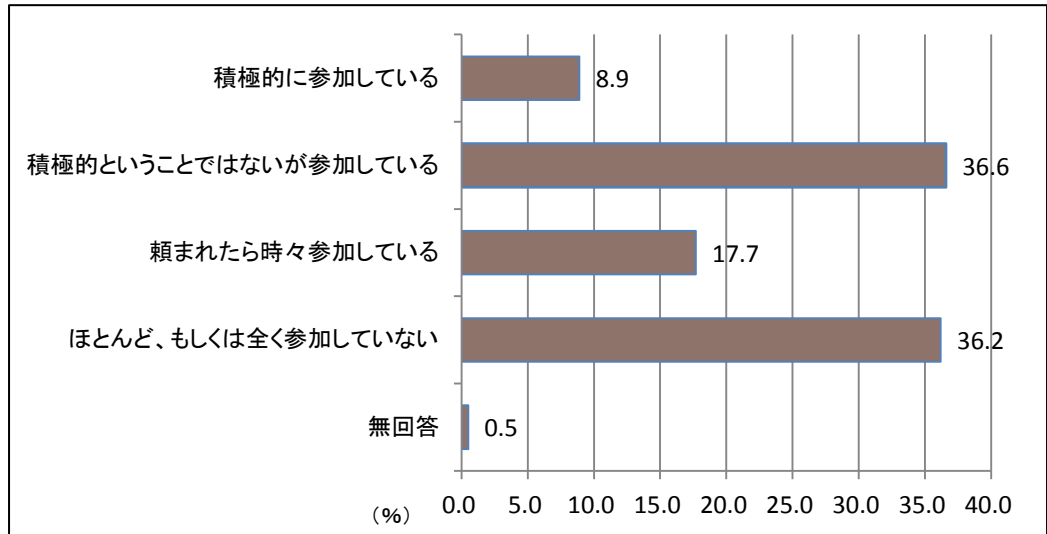


単位: %
(回答者数 1,502人)

(2) 地域活動への参加（平成26年度県民世論調査）

(問) あなたは現在、地域での活動に参加していますか？

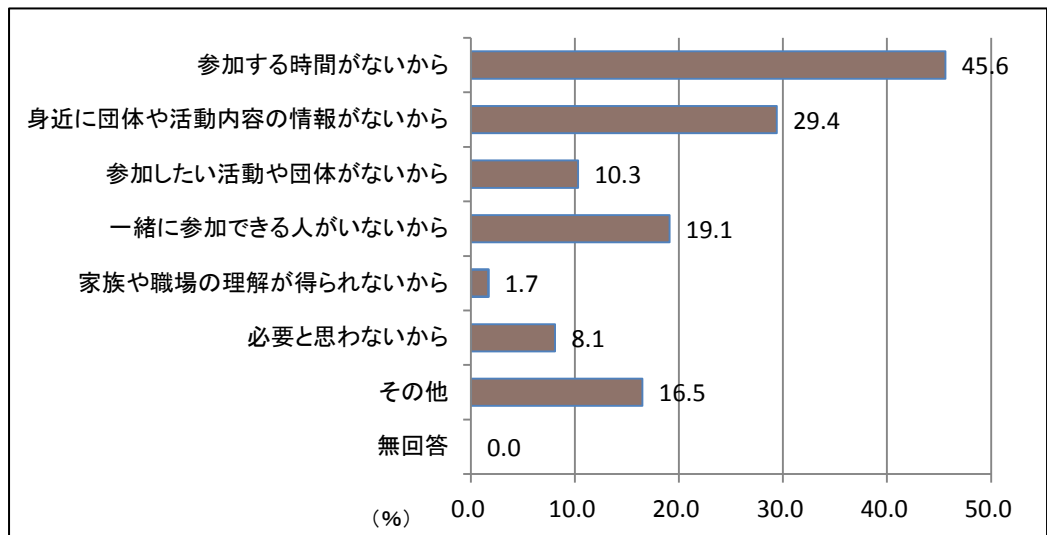
(結果) 6割以上の方が、少しでも地域活動に参加しているという回答でした。



(回答者数 1,502人)

(問) 地域での活動に参加していない理由は何ですか。

(結果) 「参加する時間がないから」が45.6%「身近に団体や活動内容の情報がないから」が29.4%と、理由の多くを占めています。

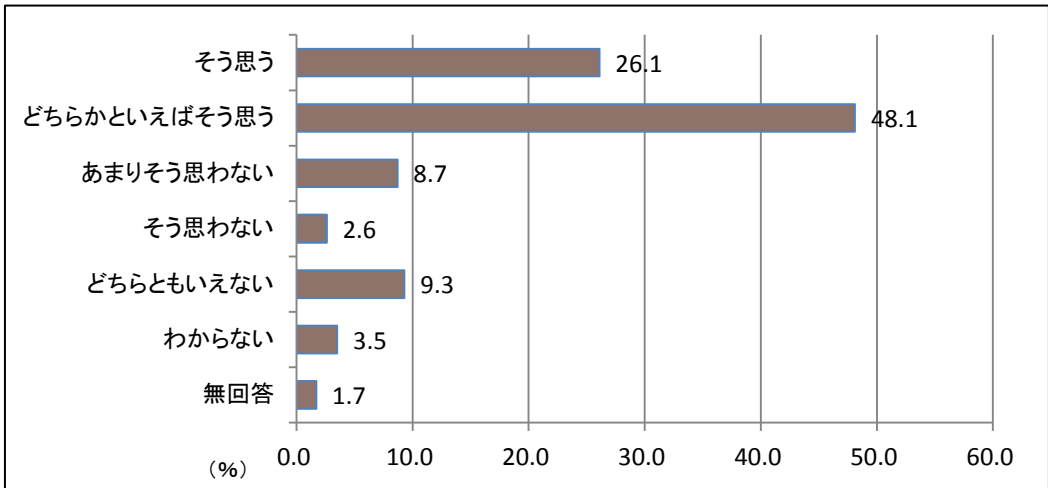


(回答者数 544人)

(3) 治安に関する認識（平成27年度県警県民世論調査）

(問) あなたは、現在の高知県が、治安が良く、安全で安心して暮らせる県だと思えますか。

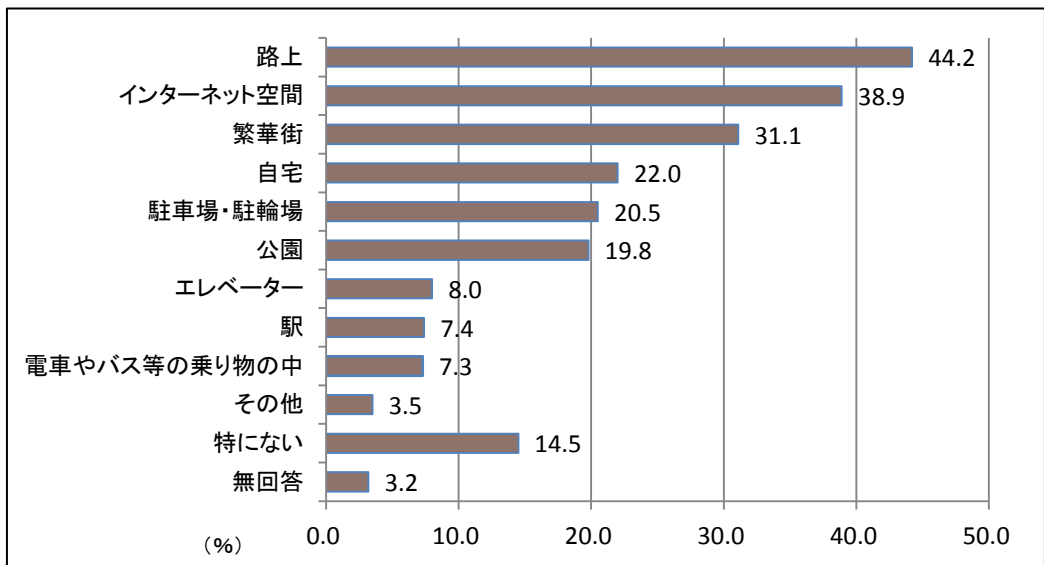
(結果) 7割以上の方が、高知県は治安が良く、安全で安心して暮らせる県だ、と考えています。



(回答者数 1,863人)

(問) あなたが、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる場所はどこですか。（複数回答）

(結果) 「路上」が最も高く、次いで「インターネット空間」「繁華街」と続いています。



(回答者数 1,863人)

4 暴力団を許さない社会づくり

暴力団員等（構成員及び準構成員）数は、近年減少を続け、平成27年は約120人でした。

しかし、暴力団は、企業活動を装ったり公共工事に介入するなど活動実態を隠蔽しながら様々な分野に進出しています。また、県民生活に巧みに入り込んでおり、社会の脅威となっているため安心して暮らせる取組が必要です。

表1 暴力団員等数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
暴力団員等	約240人	約190人	約170人	約150人	約120人

出典：高知県警察組織犯罪対策課調べ

5 南海トラフ地震等大規模災害に向けた対応

(1) 本県の取組

県では、今後30年以内で70%程度の確率で発生するといわれている南海トラフ地震については、現在、第3期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、ハード・ソフトの両面から対策を進めています。

特に、第2期南海トラフ地震対策行動計画の取組により見えてきた8つの課題については、重点的に取り組むべき課題として位置付け、全力で取り組んでいるところです。

ひとたび災害が発生すれば、東日本大震災の例を見るまでもなく、災害に便乗した犯罪やデマ情報などによる二次的な被害も予想されます。

そこで、災害の発生により起こりうる犯罪等の被害から県民を守るため、地域活動団体等の活性化や自主防災組織^{※6}との連携の強化など、大規模災害の発生にも備えた取組を行う必要があります。

県全体世帯数	351,571 世帯
自主防災組織に加入している世帯数	328,062 世帯
自主防災組織数	2,773 組織
組織率	93.3 %

表2 自主防災組織の結成数
(平成28年4月1日現在)

出典：高知県南海トラフ地震対策課調べ

(2) 東日本大震災の発生と犯罪情勢

東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸地域が地震とこれに伴う津波により甚大な被害を受けました。

※6 自主防災組織・・・災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第5条第2項に規定する自主防災組織をいいます。

※7 被災3県・・・平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、特に大きく被災した岩手県、宮城県、福島県の3県をいいます。

また、被災地では、災害に便乗した犯罪や原子力発電所の事故に起因した風評被害、デマ情報などが被災後に多数発生し、被災住民だけでなく、全国民に大きな混乱を生じさせました。

被災3県^{※7}における犯罪情勢は、刑法犯の発生そのものは減少しているものの、窃盗犯の中で、無人となった民家や商店を狙った侵入盗が増加し、発生直後には、放置車両等からガソリンの抜き取りや、ガソリンスタンドでの給油をめぐるトラブルも発生しています。

表3 被災3県における刑法犯認知状況

(単位:人)

	平成22年3月から6月	平成23年3月から6月	増 減
刑 法 犯 認 知 総 数	17,185	14,088	-3,097
凶 悪 犯	100	68	-32
粗 暴 犯	654	542	-112
窃 盗 犯	12,826	11,132	-1,694
(侵 入 盗)	1,880	2,161	+281
(非 侵 入 盗)	6,858	5,428	-1,430
(乗 り 物 盗)	4,088	3,543	-545
知 能 犯	600	328	-272
風 俗 犯	134	86	-48
そ の 他	2,871	1,932	-939

出典:警察庁ホームページより



被災地で活動する本県警察官



東日本大震災で被災した山元町

第2 第2次計画の成果と課題等

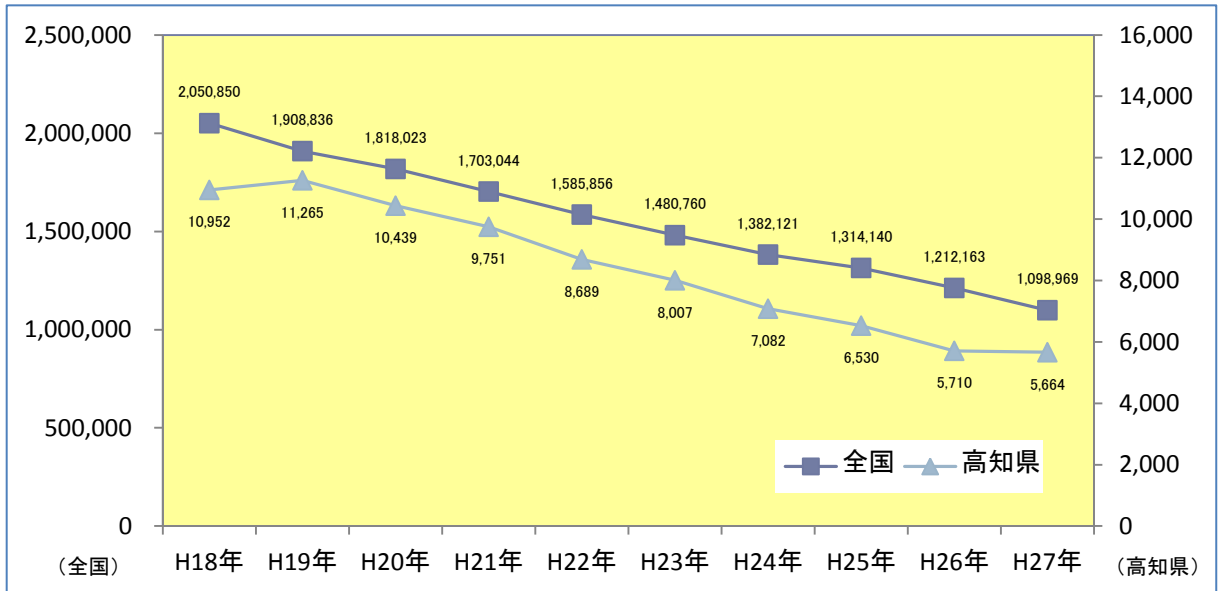
1 県内の犯罪等の情勢

(1) 刑法犯の発生状況

本県における近年の刑法犯発生件数は、平成19年を境に8年連続して減少し、平成22年以降は毎年過去最少を更新し続けています。

刑法犯の発生件数が減少した要因としては、自治体等の各機関、自主防犯活動団体等による防犯活動への取組や県民の防犯意識の向上によるところが大きいと考えられます。

図4 刑法犯発生件数の推移(10年間)



出典：高知県警察犯罪統計資料

表4 罪種別件数の推移

(単位：件)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
凶悪犯(殺人、強盗等)	32	16	36	32	27
粗暴犯(暴行、傷害、脅迫等)	283	327	280	246	223
窃盗犯	6,104	5,375	4,912	4,180	4,355
知能犯(詐欺、横領等)	285	237	230	264	174
風俗犯(強制わいせつ、賭博等)	61	45	57	35	26
その他	1,242	1,082	1,015	953	859

出典：高知県警察犯罪統計資料

(2) 子ども・高齢者の被害状況

刑法犯発生件数のうち、子どもが被害者となる犯罪は、第2次計画策定時の平成23年と比較して減少しており、特に窃盗犯の被害が減ってきていることが大きな要因となっています。刑法犯全体に占める割合も、平成23年度以降減少傾向が続いており、平成27年には20%を切りました。

一方、高齢者が被害者となる犯罪は平成23年からの5年間で増減を繰り返しており、刑法犯全体に占める割合も増加傾向にあります。

高齢者を対象とした刑法犯のうち、特に発生件数の多い窃盗犯、知能犯の犯罪被害防止に向けた取組を推進する必要があります。

表5 子ども・高齢者の被害状況

(単位:件)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
刑法犯発生件数		8,007	7,082	6,530	5,710	5,664
子ども	凶悪犯	2	1	3	5	3
	粗暴犯	82	88	76	62	41
	窃盗犯	1,728	1,322	1,208	1,021	963
	知能犯	0	5	0	2	1
	風俗犯	24	22	24	15	10
	その他の刑法犯	101	90	78	53	46
	計	1,937	1,528	1,389	1,158	1,064
	刑法犯に占める割合(%)	24.2%	21.6%	21.3%	20.3%	18.8%
高齢者	凶悪犯	7	2	6	4	6
	粗暴犯	28	27	19	17	25
	窃盗犯	484	609	632	525	613
	知能犯	21	79	42	67	54
	風俗犯	0	0	0	0	1
	その他の刑法犯	135	129	124	123	115
	計	675	846	823	736	814
	刑法犯に占める割合(%)	8.4%	11.9%	12.6%	12.9%	14.4%

出典:高知県警察犯罪統計資料

(3) 街頭犯罪等^{※8} の状況

県民の身近なところで発生し、不安感の高い街頭犯罪等は、刑法犯の発生件数と同様に減少しています。しかし、刑法犯全体に占める割合は、常に約4割と高い数値で推移しており、中でも自転車盗や車上狙いなどの発生が多いことが特徴です。

表6 街頭犯罪等の推移

(単位:件)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
刑法犯発生件数		8,007	7,082	6,530	5,710	5,664
侵入盗	空き巣	143	161	134	156	95
	忍込み	65	115	60	70	117
	居空き	14	29	26	19	14
乗り物盗	自動車盗	32	18	35	5	15
	オートバイ盗	320	253	224	146	119
	自転車盗	2,212	1,736	1,667	1,486	1,486
非侵入盗	ひったくり	40	14	18	10	7
	車上狙い	520	540	436	306	291
	自動販売機狙い	48	58	39	43	95
わいせつ	強制わいせつ	33	31	24	21	15
計		3,427	2,955	2,663	2,262	2,254
刑法犯に占める割合(%)		43%	42%	41%	40%	40%

出典:高知県警察犯罪統計資料

※8 街頭犯罪等…県民の身近で発生して、しかも不安感の高い犯罪である

- (1) 道路や駅、駐車場、公園など公共の場所で発生する強制わいせつ、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、ひったくり、車上ねらい、自動販売機ねらい
- (2) 家屋などに侵入して行われる空き巣、忍込み、居空きのことをいいます。

(4) 侵入盗(空き巣^{※9}・忍込み^{※10}・居空き^{※11})の被害状況(平成27年中)

平成27年中に発生した住宅を対象とする空き巣や忍込み、居空きの被害は、その多くが鍵の掛かっていない玄関や窓から侵入されたものでした。また、無締り以外では、合鍵を使ったものや窓ガラスなどを壊して侵入されているものもあります。

そのため、外出時の確実な戸締りや防犯性の高い住宅機器の普及を進めることが必要です。

表7 侵入盗(空き巣・忍込み・居空き)の被害状況(平成27年中)

(単位:件)

		一戸建住宅	中高層住宅	その他の住宅	計
侵入盗の種類	空き巣	71	8	16	95
	忍込み	89	14	14	117
	居空き	8	3	3	14
侵入状況	施錠開け	3	1	2	6
	ドア錠破り	1	0	0	1
	ガラス破り	29	1	2	32
	無締り	124	21	27	172
	その他	11	2	2	15
	計	168	25	33	226

出典:高知県警察犯罪統計資料

※9 空き巣…家人等が不在の住宅の屋内に侵入して、金品を窃取することをいいます。

※10 忍び込…夜間、家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入して、金品を窃取することをいいます。

※11 居空き…家人等が在宅し、昼寝、食事等をしているすきに住宅の屋内に侵入して、金品を窃取することをいいます。

(5) 乗り物盗・車上ねらいの被害状況(平成27年中)

平成27年中に発生した乗り物盗や車上ねらいの被害は、オートバイ盗や自転車盗、車上ねらいの70%以上が鍵を掛けていない時に被害に遭っています。

これらの被害は、そのほとんどが鍵をかけてさえいれば、被害を防げた可能性が高いことから、県民に対して、確実に施錠をする習慣を意識づけるような取組が必要となります。

表8 乗り物盗・車上ねらいの施錠状況(平成27年中)

(単位:件)

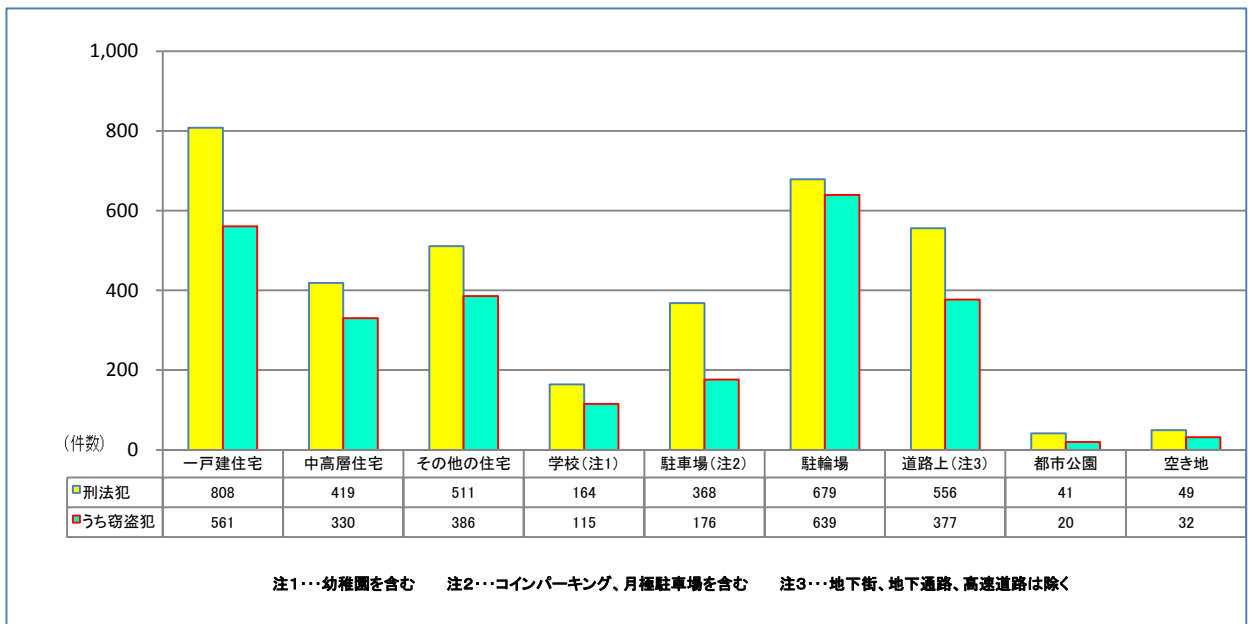
	件数	施錠あり	施錠なし	無施錠率(%)
自動車盗	15	13	2	13.3%
オートバイ盗	119	30	89	74.8%
自転車盗	1,486	394	1,092	73.5%
車上ねらい	291	48	243	83.5%
計	1,911	485	1,426	74.6%

出典:高知県警察犯罪統計資料

(6) 刑法犯の場所別発生状況(平成27年中)

平成27年中の刑法犯は、全体の29.9%が駐車(輪)場、道路、公園、空き地といった公共の場所で、全体の30.7%が住宅で発生していました。

図5 刑法犯の場所別発生状況(平成27年中)



出典:高知県警察犯罪統計資料

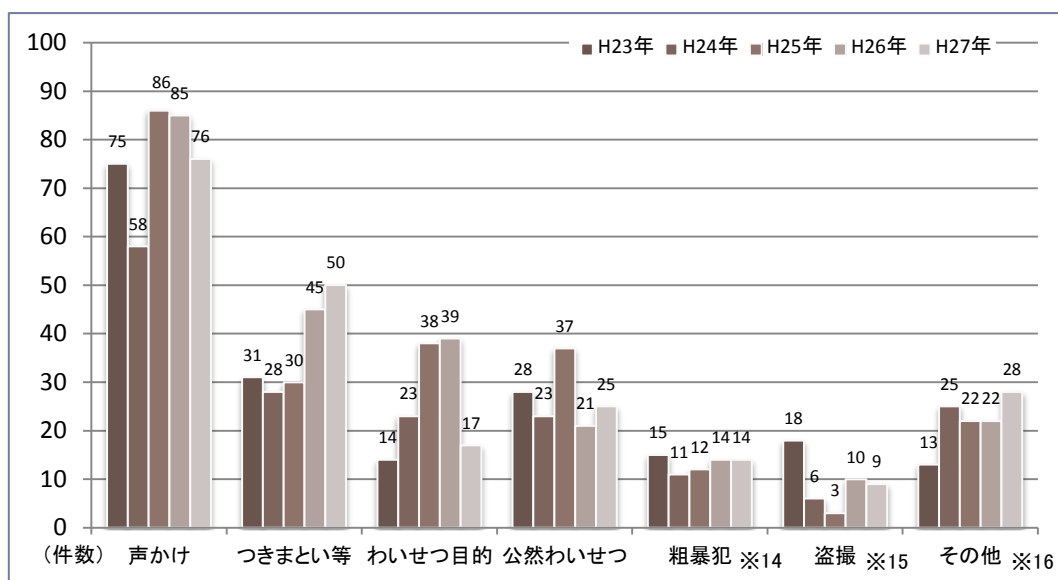
(7) 子どもに対する声かけ事案

子どもに対する声かけ事案等は、過去5年間で「声かけ」が一番多く発生しており、特に誘拐や性犯罪の前兆とみられる「声かけ」や「つきまとい等^{※12}」、「わいせつ目的^{※13}」の3つの行為が全体の半数以上を占めています。

また、対象別では、小学生に対する発生が多い傾向にあります。

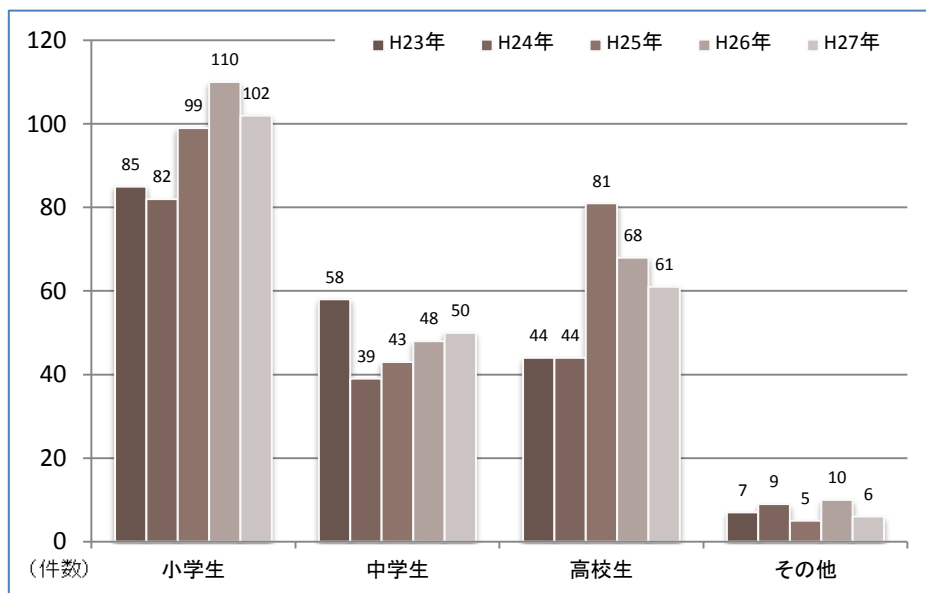
発生時間帯別では、登校時よりも下校時が多くなっており、下校時の見守り活動の重要性が認められます。

図6 声かけ事案等の発生状況の推移(5年間)



出典：高知県警察少年女性安全対策課調べ

図7 対象別件数



出典：高知県警察少年女性安全対策課調べ

※12 つきまとい等…つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、見張りなどをいいます。

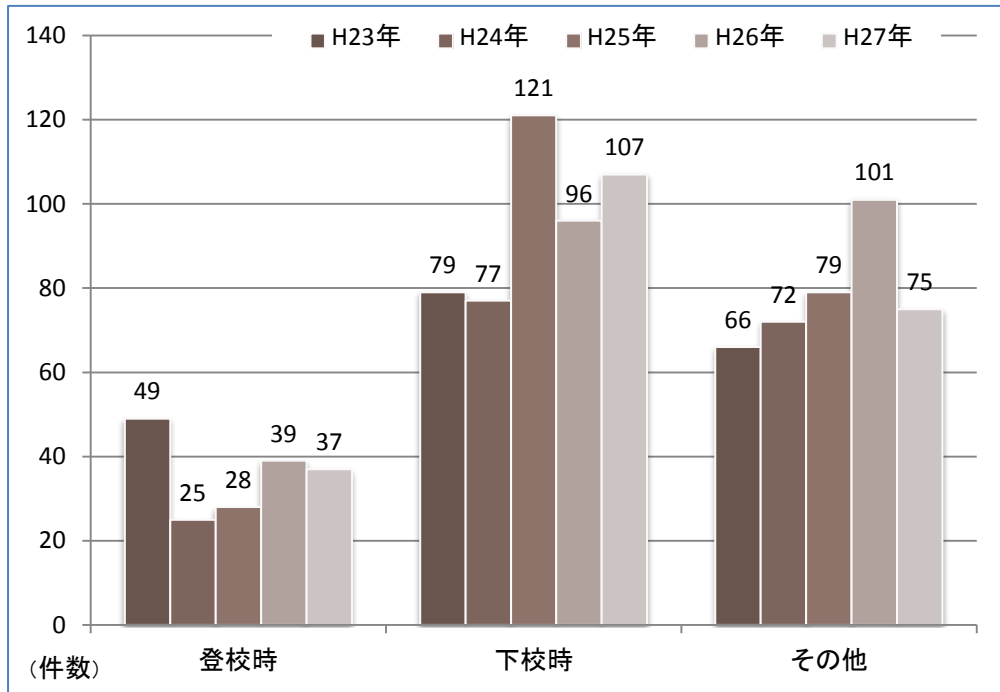
※13 わいせつ目的…誘い込み、卑猥な言動、覗き見などをいいます。

※14 粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合をいいます。

※15 盗撮…「下着等の撮影」又は「通常衣服を着けない場所における盗撮」として判断したものをいいます。

※16 その他…その他の性犯罪の前兆と見られる行為をいいます。

図8 発生時間帯別件数



出典: 高知県警察少年女性安全対策課調べ

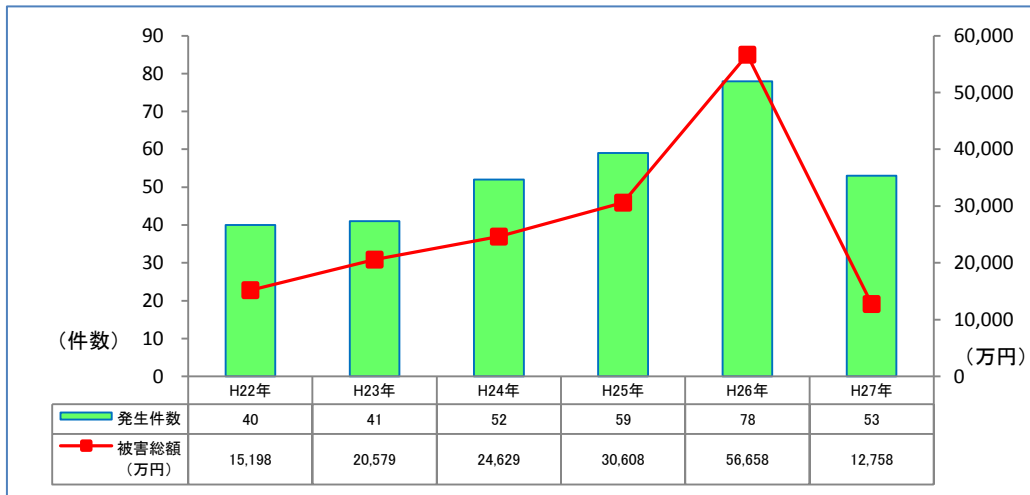
(8) 特殊詐欺※17 の発生状況

特殊詐欺の発生は、平成22年から平成26年にかけて、発生件数、被害総額とも増加していましたが、平成27年には発生件数、被害総額とも減少しています。

特に、平成27年は、発生件数は平成24年とほぼ同数であるものの、被害総額は平成24年の約半額に減少しています。

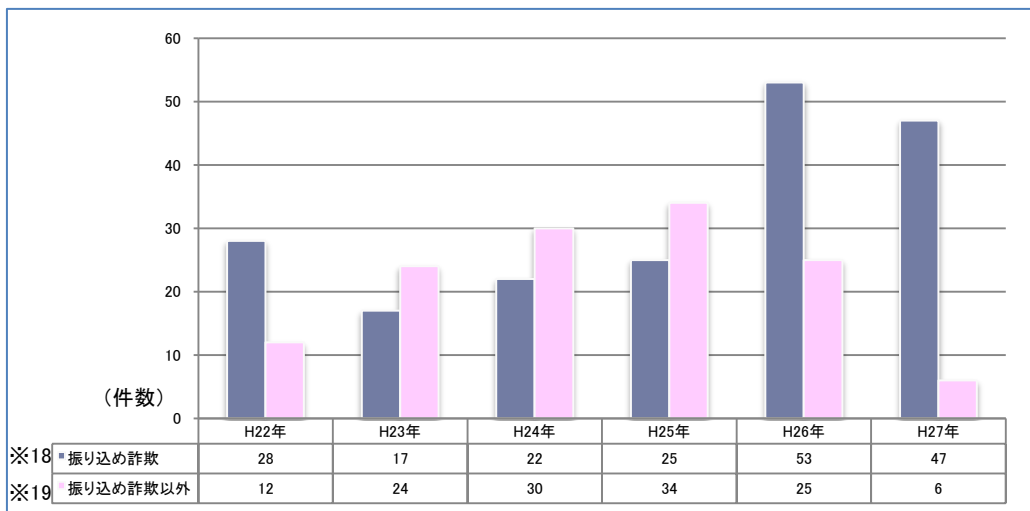
ただ、被害総額は1億円超と高額であることは変わりがないうえ、次から次へと新しい手口が編み出され、1回の被害金額も高額になる傾向も変わっておりませんので、今度も引き続き被害に遭わないような取組を行う必要があります。

図9 特殊詐欺の発生状況



出典：高知県警察捜査二課調べ

図10 種別発生状況



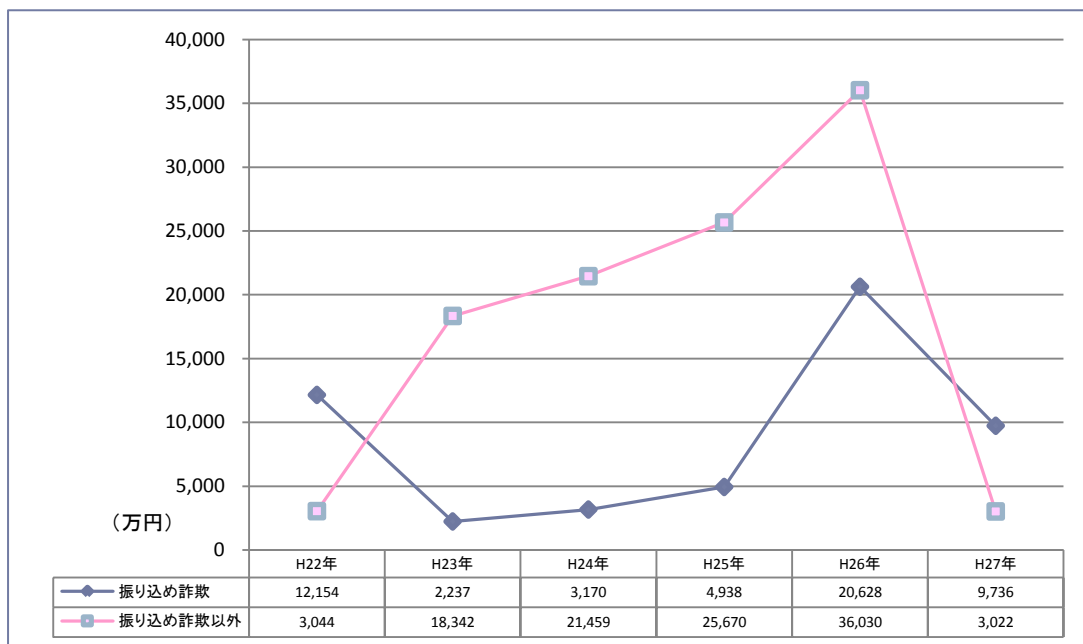
出典：高知県警察捜査二課調べ

※17 特殊詐欺・・・被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝を含む。）のことをいい、振り込み詐欺と振り込み詐欺以外の詐欺の総称です。

※18 振り込み詐欺・・・オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証詐欺、還付金詐欺の総称です。

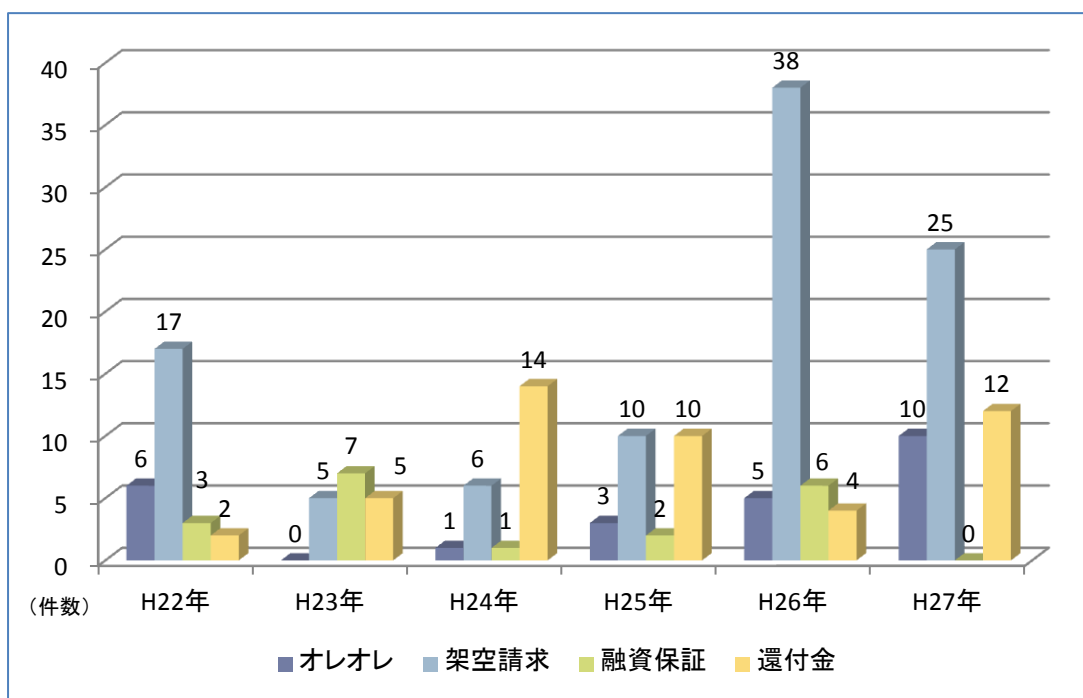
※19 振り込み詐欺以外・・・金融商品取引、ギャンブル必勝法情報提供、異性との交際斡旋等の名目詐欺などをいいます。

図11 種別被害総額



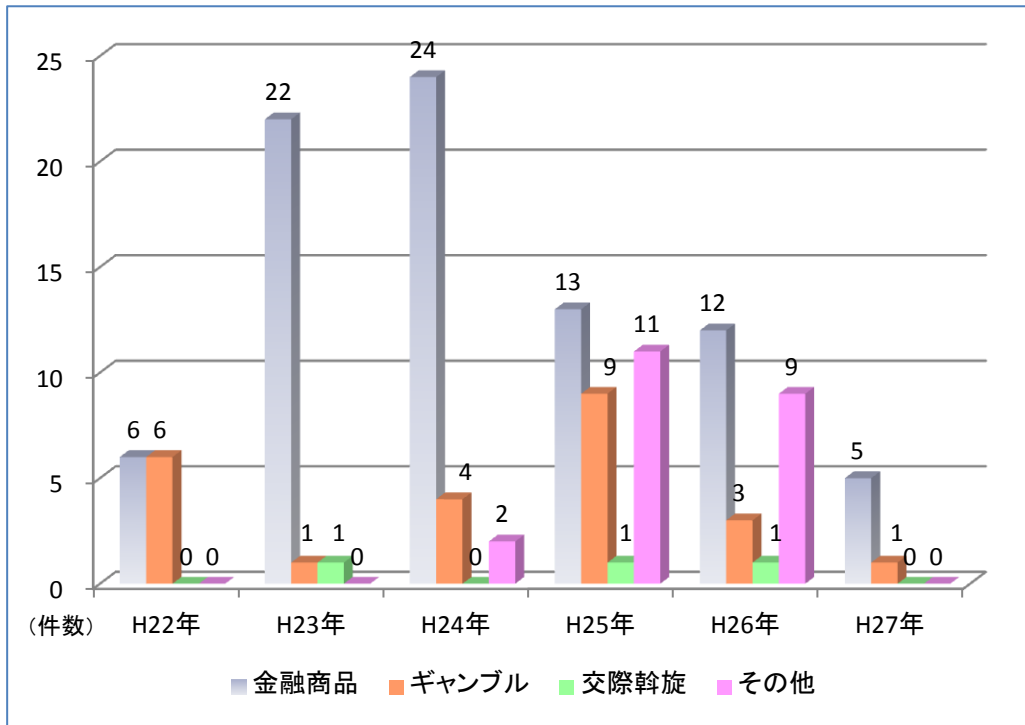
出典: 高知県警察捜査二課調べ

図12 振り込め詐欺手口別発生状況



出典: 高知県警察捜査二課調べ

図13 振り込め詐欺以外手口別発生状況



出典:高知県警察捜査二課調べ

(9) DV^{※20}・虐待事案

ア 配偶者等からの暴力（DV）の相談等状況

高知県女性相談支援センター^{※21}に寄せられるDV相談の件数は、平成23年度から26年度までは減少していましたが、平成27年度は微増となっています。また、一時保護では、DVを理由とするものが全実施数の6～8割を占めています。

DVは、被害者のみならず、DVを目撃する子どもにも大きな影響を与え、暴力の連鎖を生むと言われていることから、行政や関係機関、民間支援団体等の連携による継続的な取組が必要です。

表9 DV相談の受理状況

(単位:件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数	1,524	1,453	1,289	1,196	1,209
うちDVの相談	579	532	419	389	411
一時保護の実施	82	87	35	44	42
うちDVによるもの	61	67	27	27	31

出典:高知県女性相談支援センター資料

イ 児童虐待の相談・通報状況

平成27年度中に児童相談所が受けた虐待通告や相談は、515件で、そのうち379件が後の調査で虐待と認定されています。

虐待の種別は、心理的虐待^{※22}が176件と一番多く、次いで身体的虐待、ネグレクト（育児放棄）、性的虐待という結果でした。なお、虐待者別では、実母が149件と一番多く、次いで実父、実父以外の父親の順でした。

児童虐待と認定した件数は、平成26年度の235件より144件増加し、虐待相談件数の統計を取り始めた平成12年度以降で最多となりました。

虐待は、それを受けた児童に身体的、心理的に大きな影響を与えるものであり、生命をも奪いかねないことから、通告や相談を受けてからの素早く的確な対応が求められます。

※20 DV…ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者(事実婚を含む)や恋人などの親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力をいいます。

※21 高知県女性相談支援センター…「売春防止法」に基づく要保護女子の転落の未然防止と保護更生、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく被害者の早期発見や必要な相談、調査・指導、一時保護などを行う機関です。

※22 心理的虐待…著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。例えば、言葉による暴力、一方的な恫喝、無視や拒否、否定、自尊心を踏みにじる行為などをいいます。

表10 児童虐待の発生状況(平成27年度)

児童虐待相談受付件数		515件
うち虐待と認定した件数		379件
虐待の種別	身体的虐待	114件(30.1%)
	ネグレクト(育児放棄)	84件(22.2%)
	心理的虐待	176件(46.4%)
	性的虐待	5件(1.3%)

出典:高知県児童相談所資料

ウ 高齢者虐待の相談・通報状況

平成26年度中に受けた高齢者虐待の相談や通報件数のうち、要介護施設従事者によるものは22件で、そのうち虐待事実が確認されたのは6件でした。

また、養護者によるものは、相談等の件数が191件で、前年と比べて64件増加し、また虐待事実が確認されたのは84件と前年から29件増加しています。

虐待の種別では、身体的虐待が一番多く、また養護者による虐待では、身体的虐待や介護等放棄、心理的虐待、経済的虐待^{※23}ともに前年より増加しています。

これら高齢者虐待は、虐待者が被虐待者の子どもである場合が多く、また潜在的なケースも多いと考えられることから、行政や関係機関、地域住民との連携による継続的な取組が必要となります。

表11 高齢者虐待の発生状況(平成26年度)

(単位:件)

		要介護施設従事者等による虐待		養護者による虐待	
		平成26年度	(前年比)	平成26年度	(前年比)
相談・通報件数		22	+3	191	+64
虐待の事実が認められた件数		6	+3	84	+29
虐待の種別	身体的虐待	3	0	52	+9
	介護等放棄	1	+1	25	+16
	心理的虐待	5	+3	33	+8
	性的虐待	0	0	0	0
	経済的虐待	0	0	27	+12

出典:高知県高齢者福祉課資料

※23 経済的虐待・・・年金、預金等を勝手に使ったり、財産を無断で売却したりすること。日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないなどの行為をいいます。

エ 障害者虐待の相談・通報・届出状況

平成27年度に県及び市町村で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待相談・通報・届出件数は20件でした。このうち虐待の事実が認められた件数は13件でした。また、養護者による相談・通報・届出件数は34件で、虐待の事実が認められたものは7件でした。

平成26年度から相談・通報・届出件数や虐待の事実が認められた件数はともに増えており、障害者虐待の防止に向けて行政や関係機関、地域住民と連携し継続的に取り組む必要があります。

表12 障害者虐待の対応状況等

		障害者福祉施設従事者等による障害者虐待		養護者による障害者虐待	
		平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
相談・通報・届出件数		7件	20件	30件	34件
虐待の事実が認められた件数		1件	13件	8件	7件
虐待の種別	身体的虐待	0件	4件	5件	4件
	性的虐待	1件	1件	0件	0件
	心理的虐待	0件	1件	1件	3件
	放棄・放置	0件	3件	1件	1件
	経済的虐待	0件	5件	2件	2件

出典：高知県障害保健福祉課資料

(10) 少年の非行状況

犯罪少年（刑法）・触法少年（刑法）の検挙・補導人員は減少傾向にありましたが、平成27年は前年比8人の増加となり、県内の少年人口が年々減少するなか、下げ止まりの状態となっています。

また、本県の非行率^{※24}については、全国の非行率よりも高い状態が続いています。

検挙・補導人員の内訳を見ても、犯罪少年の検挙人員は減少しているものの、触法少年の補導人員は平成27年に増加しており、少年非行の低年齢化が危惧される状況にあります。このため、地域で活動する防犯ボランティアを始め、教育関係機関や警察、県が引き続き連携して、少年非行対策に取り組む必要があります。

※24 非行率…少年人口1,000人あたりに占める検挙・補導少年の割合をいいます。

表13 刑法犯少年^{※25}の検挙・非行率の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
犯罪少年(刑法) (人)	621	565	404	253	249
触法少年(刑法) (人)	232	144	114	103	115
合計 (人)	853	709	518	356	364
本県の非行率 (%)	8.53	7.23	5.45	5.24	5.49
全国の非行率 (%)	5.39	4.54	4.02	5.03	4.11
非行率の全国順位	1位	2位	5位	13位	6位

出典:高知県警察少年女性安全対策課調べ

2 第2次計画の目標数値と状況確認指標

第2次計画では

- 重点目標1 「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体^{※26}による自主的な活動を促進する」
- 重点目標2 「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」
- 重点目標3 「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」
- 重点目標4 「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」
- 重点目標5 「南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する」

という5つの目標を掲げ、さらに可能なものについて

- ・計画の取組を数値で目標化した「目標数値」
- ・取組状況の経年変化を確認していくための「状況確認指標」

をそれぞれ設定し、取組の効果の評価や検証をすることとしています。

(1) 「目標数値」の状況

平成28年3月末現在において目標として掲げた「目標数値」の結果は、次のとおりです。

ア 「県民一人ひとりの防犯意識を高める」取組について

(平成28年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績	達成率
あんしんFメール ^{※27} 登録者数	15,000名	12,130名	80.9%

県民一人ひとりの防犯意識を高めるため、あんしんFメールの登録を進めてきたところ、平成28年3月末の登録者数は12,130名(達成率80.9%)でした。

※25 刑法犯少年…刑法に定められた罪を犯した犯罪少年(14歳以上20歳未満の少年)及び刑法に触れる行為をした触法少年(14歳未満の少年)をいいます。

※26 地域活動団体…自治体、老人クラブなどの高齢者団体、婦人会などの女性団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいいます。

※27 あんしんFメール…警察が把握した子どもに不安を与える声かけやつきまといなどのいわゆる不審者情報やひったくり、路上でのわいせつ行為などの身近な犯罪情報を登録者の携帯電話にメールで提供するものです。

あんしんFメールの登録者数は、緩やかながら増加しており、引き続き登録者の加入を促すよう広報等による働きかけを継続していく必要があります。

イ 「県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」の取組について

(平成28年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績	達成率
防犯活動団体 ^{※28} の活動内容等の公表件数	100件	55件	55.0%
青色回転灯装備車両 ^{※29} 運行団体数	130団体	88団体	67.7%

県民、事業者、地域活動団体の自主的な活動を促進するため

- ・ 防犯活動団体の活動内容等の公表
- ・ 青色回転灯装備車両運行団体の拡充

などの取組を実施しました。

「防犯活動団体の活動内容等の公表」では、平成28年3月末で55件（達成率55.0%）と目標の達成には至っていません。防犯活動団体の活動状況の把握が十分でないことが課題であり、今後団体等が開催する各種会議に積極的に参加するなど、連携を強化していく必要があります。

また、「青色回転灯装備車両運行団体の拡充」では、青色回転灯装備車両の運行台数等を数値目標に掲げて取り組みましたが、運行団体となるための要件があること等から、団体数は大きく増加せず、目標の達成には至りませんでした。（達成率67.7%）

※28 防犯活動団体…地域活動団体のうち、通学路における児童の見守り活動などの犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体をいいます。

※29 青色回転灯装備車両…警察本部長から、「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる」との証明を受けた団体が、運輸局長から道路運送車両法に定める保安基準の緩和認定を受け、青色回転灯を装備した自主防犯パトロールに使用する車両をいいます。

ウ 「学校等^{※30}における児童等^{※31}の安全を確保する」の取組について

(平成28年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績
危機管理マニュアル ^{※32} の策定率		
◎公立小学校、中学校、高等学校（特別支援学校を含む）	100%	100.0%
◎私立小学校、中学校、高等学校（特別支援学校を含む）	100%	100.0%
◎保育所、私立幼稚園、認定子ども園	100%	96.0%
学校の安全点検の実施率		
◎公立小学校、中学校、高等学校（特別支援学校を含む）	100%	100.0%
◎私立小学校、中学校、高等学校（特別支援学校を含む）	100%	72.0%
◎保育所、私立幼稚園、認定子ども園	100%	98.3%

学校等における児童等の安全を確保するため

- ・危機管理マニュアルの策定
- ・学校の安全点検

などの取組を実施しました。

「危機管理マニュアルの策定」では、公立及び私立の小学校、中学校、高等学校で目標の100%を達成し、保育所、私立幼稚園、認定子ども園でも96.0%まで達成しました。今後は、未策定の保育所等には策定を要請していくとともに、実態や想定内容に応じてマニュアルの点検や見直し、強化を図ることが必要です。

「学校の安全点検の実施」では、公立の小学校、中学校、高等学校で目標の100%を達成し、また保育所、私立幼稚園、認定子ども園では98.3%と概ね達成しました。しかし、私立の小学校、中学校、高等学校においては、年度によっては安全点検を実施していない学校があるため、学校訪問等を通じて実施を要請していくことが必要です。

※30 学校等…学校、児童福祉施設(認可外保育施設を含む)、放課後子どもプラン推進事業等の用に供される施設、学習塾などをいいます。

※31 児童等…児童、生徒、乳幼児などをいいます。

※32 危機管理マニュアル…正式名称は、学校保健安全法に規定されている「危険等発生時対処要領」です。児童生徒等の安全確保を図るため、危険等発生時において、学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順が定められています。

エ 「通学路等^{※33}における児童等の安全を確保する」の取組について

(平成28年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績
地域ボランティアによる校内外の巡回等の実施率（小学校のみ）	100.0%	100.0%
通学路の安全点検の実施率（小学校のみ）		
◎公立小学校	100.0%	95.0%
◎私立小学校	100.0%	0.0%

通学路等における児童等の安全を確保するため

- ・ 地域ボランティアによる校内外の巡回等
- ・ 通学路の安全点検

などの取組を実施しました。

スクールガード・リーダー^{※34}の委嘱が国の事業から補助金事業へ変更となったため、リーダーの委嘱を取りやめる市町村もあり、スクールガード・リーダーの人員は減少しましたが、研修会などを通じた見守り活動実施の働きかけにより、「地域ボランティアによる校内外の巡回等の実施率」は、100%を達成しました。

しかし、スクールガードの設置やその取組内容も学校や地域によってばらつきがあります。今後は、学校や地域のボランティア団体との連携を更に強化して、校内外の安全確保に関する取組の充実を図っていくことが大切です。

「通学路の安全点検」については、公立小学校では県警等と連携を図り点検を実施した結果、95.0%と概ね達成できました。一方、私立小学校では、児童が広範囲から通学するという特性から保護者等と連携して実施することが難しく、目標が達成できませんでした。

子どもに対する声かけ事案は小学生が多いという現状から、今後も学校と保護者、地域住民、関係機関がお互いに連携して、通学路の安全点検を行うことが必要です。

※33 通学路等・・・児童等の通園または通学などの用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場、空き地などをいいます。

※34 スクールガード・リーダー・・・「高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に基づき、各市町村から委嘱され地域学校安全指導員のことをいいます。防犯について専門的知識を有し、学校内外の巡回や学校を中心とした地域で活動する学校安全ボランティア(スクールガード)に対する助言やスクールガードによる効果的・継続的な安全体制の確保に努めています。

(2) 「状況確認指標」の状況

「状況確認指標」の進行状況は、以下のとおりです。

取組内容	平成23年3月末時点	平成28年3月末現在
設立または活動を支援した防犯活動団体数	28団体(累計)	29団体(累計)
若い世代による地域活動団体数	6団体	7団体
シンボルマーク及び標語の利用団体数	32団体	42団体
地域における推進体制設置数	160団体	243団体
事業者、地域活動団体と締結した協定等数	23件(累計)	37件(累計)
防犯活動団体と合同パトロールを実施した回数	380件	384件
子どもに対する防犯教室や防犯に関する訓練の実施校数		
①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む)	282/424校	249/387校
②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む)	8/18校	3/18校
③保育所、私立幼稚園、(H27～)認定こども園	225/299園	252/297園
教職員に対する防犯に関する訓練や研修等の実施校数		
①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む)	132/424校	105/387校
②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む)	6/18校	9/18校
③保育所、私立幼稚園、(H27～)認定こども園	224/299園	226/297園
安全マップ ^{※35} の作成校数		
①公立小学校	133/213校	81/196校
②私立小学校	0/1校	0/1校

※35 安全マップ…地域の中で犯罪や事故の発生しやすい危険箇所(道路から見通しの悪い公園、駐車場、周囲から見通しの悪い道路、暗所、放置された空き地など)や「こども110番のいえ」などの緊急避難場所を自ら歩いて調査し、地図に書き込んで作成するマップをいいます。
マップの作成作業を通じて、作成者が危険予測能力、危険回避能力を身につけ、犯罪から身を守ることができるようになることを目的としています。

取組内容	平成23年3月末時点	平成28年3月末現在
高齢者を対象とする防犯教室の開催回数	273件	630件
従業員研修の中で防犯教育を行った観光事業者数	6.5%	25.0%
県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数	左： 360.912km 右： 419.949km	左： 380.908km 右： 436.214km
道路照明灯 ^{※36} の設置基数	15,476基(累計)	16,193基(累計)
ロードボランティア ^{※37} の登録団体数	583団体 10,646人	654団体 11,548人
地域に委託している道路維持(草刈り等)	29市町村 1,634.30km	29市町村 1,127.73km
建築確認時の防犯に関するリーフレットの配布数	【建築確認時(県・本庁)】 共同住宅用 108件(累計) 戸建住宅用 327件(累計) 【認定長期優良住宅認定時(県)】 215件(累計)	【建築確認時(県・本庁)】 共同住宅用 30件(累計) 戸建住宅用 628件(累計) 【認定長期優良住宅認定時(県)】 218件(累計)
深夜スーパーにおける防犯設備の整備率	防犯ベル配備 85% カラーボール ^{※38} 配備 90%	防犯ベル配備 83.0% カラーボール配備 87.7%

※36 道路照明灯…道路交通の安全・円滑な利用を図ることを目的に、道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が交差点や横断歩道などに設置する交通安全施設の一つです。

※37 ロードボランティア…道路の美化や清掃、緑化などのボランティア活動に取り組んでいる地域住民や老人クラブ、婦人会、学校、企業などの団体や個人で、申請により土木事務所長が認定しているものをいいます。

※38 カラーボール…蛍光塗料の液体が入ったプラスチック製のボールをいいます。逃走する犯人の足元や車両にめがけて投げつけ、当たると割れて塗料が付着し、重要な証拠や逃走経路などを特定できる利点があります。

「状況確認指標」に設定したこれらの取組を全体的に見ると、第2次推進計画の策定時から、大きくは増加していません。

特に、子どもの安全を確保する取組については、小学校における防犯教室の開催率が低いことや、安全マップの作成校数の減少など、課題が残りました。

事業者、地域活動団体と締結した協定等数は増加し、安全安心のネットワーク（地域の見守り活動）が広がりました。

高齢者を対象とする防犯教室の開催については、地域安全協議会等と連携し、防犯教室を開催することにより、被害防止活動につながりました。

建築確認時の防犯に関するリーフレットの配布については、継続的に取り組むことで、住宅の防犯指針の周知を図ることができました。

第3 第3次計画における重要な取組

第2次計画では5つの重点目標を定め、これに基づく様々な取組を行ってきました。その結果、本県における近年の刑法犯発生件数は、平成19年を境に毎年減少し、平成22年以降は、毎年過去最少を更新し続けています。

その一方で、子どもに対する声かけ事案等の発生件数は増加していますし、刑法犯全体に占める高齢者の割合の増加や高齢者等を狙った特殊詐欺の被害も後を絶たないなど多くの課題も残っています。また、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人が多いことや被害に遭うかもしれないと不安になる場所として多くの人インターネット空間をあげているといった新たな課題もでてきました。このため、第3次計画では、第2次計画の基本的な枠組みは継承し、引き続き次の5つの重点目標を定め、本県の現状や課題に対応した取組を実施していきます。

1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

安全安心な地域社会を築くためには、地域の皆さんすべてが顔見知りとなり、ともに支え合い、守り合う力を再生・強化して、「地域の安全は、地域で守る」という意識を醸成させることが大切です。

第2次計画では、県民の防犯意識を高め、県民等の自主的な活動を促進するため、安全安心まちづくりひろばの開催、安全安心まちづくり推進会議等の開催や安全安心まちづくりポスターの募集、ラジオ放送による広報、各種広報紙の配布等の各種広報啓発や幅広い世代の防犯活動の参画促進に取り組んできました。

世論調査によると、7割以上の方が、本県は治安が良く安全で安心して暮らせる県だ、と回答しています。一方で、「地域の支え合いの力が弱まっている」と回答した人は、全体の45.7%でした。今後、少子高齢化が進んでいくなかで、安全安心な高知県を維持、向上していくためには、県民の自主防犯意識の醸成や防犯活動員の高齢化、後継者不足が課題となっています。

また、平成27年中に発生した住宅を対象とする空き巣や忍込み等の被害の多くは、鍵の掛かっていない玄関や窓から侵入されており、鍵かけの必要性の啓発が課題です。

第3次計画では、地域活動団体等の活動の活性化を図るため、防犯活動におけるリーダーの養成、ボランティア活動参加者の増加に取り組むことが必要です。

また、県民一人ひとりが自主防犯に関心を持ち、自主的な防犯活動が促進されるように、引き続き鍵かけの励行や見守り活動等の広報啓発や情報提供などに取り組むことが必要です。

2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

犯罪のない安全で安心な高知県を実現するためには、県など行政の力だけでは困難であり、県民や事業者、地域活動団体と行政がともに手を取り、安全で安心なまちづくりの取組を行っていくことが大切です。

第2次計画では、高知県安全安心まちづくり推進会議等の会議の開催や安全安心まちづくりニュース等の各種広報紙の配布等に取り組み、平成20年1月に設立した高知県安全安心まちづくり推進会議では、当初33団体・個人であった構成員が、平成27年度末時点で、87団体・個人まで増加しました。

また、事業者・地域活動団体への支援や働きかけ等の取組により、事業者・地域活動団体と締結した協定等(地域見守り活動、安全安心まちづくり等)の数が、平成22年度末時点の23件から、平

成27年末時点では37件まで増加しました。

中山間地域における連携や支え合いの仕組みである集落活動センターは、平成27年度末時点で26地区設立され、地域における安全安心につながる仕組みが広がっています。

しかし、市町村や地域活動団体との連携強化による推進体制の活動の活性化や少子高齢化が進む中山間地域におけるさらなる人材確保といった課題も残っています。また、平成27年度高知県警察県民世論調査では、自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる場所として、路上に次いで多くの人々がインターネット空間を挙げています。

さらに、暴力団は企業活動を装ったり、公共工事に介入するなど活動実態を隠蔽しながら様々な分野に進出しています。また、県民生活に巧みに入り込んでおり、社会の脅威となっています。

第3次計画では、県民運動として取り組むための仕組みづくりや日常生活の場におけるネットワークづくりにより、県民、事業者等の連携が促進されるよう、引き続き広報啓発や地域における推進体制の活動支援などに取り組むことが必要です。

また、中山間地域における人材育成の取組が必要です。

サイバー空間^{※39}における被害から県民を守るため、情報提供や人材確保の取組が必要です。

暴力団を許さない社会づくりを進めるため、県民、事業者、団体及び行政が連携して取り組むことが必要です。

3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

子どもや高齢者などを犯罪から守るためには、県民や事業者、地域活動団体等と行政が一体となった取組が重要です。

第2次計画では、各種広報啓発の取組や学校における防犯講習会の実施、地域活動団体による通学路の安全パトロールにより、子ども等の安全を確保する取組が進みました。

また、放課後児童クラブ^{※40}や民生委員児童委員^{※41}への支援、各種研修会の実施により、子どもたちを健やかに育てる取組が進みました。女性対象の防犯教室やDV対策の各種講演会の実施、高齢者安全教室の実施により、高齢者や女性等の安全確保につながりました。

しかし、県内の刑法犯の発生件数は減少しているものの、子どもに対する声かけやつきまとい等の発生件数は依然として多く、また潜在性の高いと言われる児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待の相談・通報件数は増加傾向にあります。また、女性相談支援センターが行った一時保護のうち、DVを理由とするものが、全体の約7割を占めており、また若者のデートDVに対する意識が低いことが課題です。

特殊詐欺の被害については、年間の被害総額は1億円超が続いており、特に高齢者の被害が多くなっていることが課題です。

少年の非行率については、減少傾向にあるものの全国平均値より高く、また非行の低年齢化が危惧されます。

- ※39 サイバー空間…「情報通信技術を用いて情報がやり取りされる、インターネットその他の仮想的な空間」といいます。
(情報セキュリティ政策会議発行「国民を守る情報セキュリティ戦略」)
- ※40 放課後児童クラブ…児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等の適切な遊びや生活の場として、その健全な育成を図ります。
- ※41 民生委員児童委員…厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

第3次計画では、引き続き広報啓発や見守り活動を促進することに加え、子どもの安全を確保する人材の確保や若者へのDV教育の推進に取り組むことが必要です。また、特殊詐欺の被害を防ぐため、特に高齢者の見守り活動に取り組むことが必要です。

4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

県民が安全で安心して生活していくためには、犯罪を企てている者が近寄りにくい、あるいは犯罪をやめようと思わせるような地域をつくるのが大切であり、こうした生活環境の整備を促進していく必要があります。

第2次計画では、各種会議の開催や広報紙の配布等により「犯罪の防止に配慮した道路等^{※42}の構造、設備等に関する指針」「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を行いました。

また、道路ボランティア団体による道路美化作業(ゴミ拾い等)や道路照明の設置の取組、街頭防犯カメラ等設置補助金による防犯カメラの設置の取組により、犯罪の防止に配慮した道路等の普及につながりました。金融機関^{※43}や深夜スーパーでの強盗対応訓練の実施により、犯罪の防止に配慮した店舗等の普及につながりました。

しかし、県警察の統計では、平成27年中の刑法犯のうち約4割が、道路や駐車場、公園などの公共の場所や住宅といった身近な場所で発生する街頭犯罪等です。

また、強盗対応訓練の実施について、店舗により取組に差があることや「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」のリーフレットの周知が十分でないことが課題です。

第3次計画では、引き続き「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知に取り組むことが必要です。また、公共の場所における防犯カメラの設置促進や深夜小売店舗^{※44}との連携強化により、犯罪の防止に配慮した生活環境を整備に取り組むことが必要です。

5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

ひとたび大規模災害が発生すると、災害に乗じて無人となった民家や商店を狙う侵入盗が増加することが予想されるため、災害が発生した後も、県民が安全で安心して暮らせるよう、防犯の取組を行う必要があります。

第2次計画では、市町村が作成する防災復興等の計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけました。また、市町村担当者会や自主防災組織の研修会において、大規模災害時の防犯の視点の重要性を周知する等、市町村や自主防災組織による防犯対策を支援してきました。

しかし、地域性(都市部、中山間など)に応じた防犯対策の推進や防災・防犯の意識が低い地域への啓発等の課題も残っています。

第3次計画では、引き続き市町村や防犯活動団体等への支援に引き続き取り組むとともに、防犯の視点を反映した取組を広く普及させることが必要です。また、自主防災組織等の研修会の実施を通じて、日頃の防犯活動への参画を働きかけることが必要です。

※42 道路等…道路、公園、駐車場及び駐輪場をいいます。

※43 金融機関…銀行、信用金庫、労働金庫、貸金業者などをいいます。

※44 深夜小売店舗…午後10時から翌日の午前5時までに営業している小売店舗をいいます。

第3章 計画の目標及び基本的な方向

第1 計画の基本目標

県民、事業者及び地域活動団体の行う自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮した地域の生活環境の整備を促進することにより、県民や本県を訪れる人すべてが犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現することを基本目標とします。

第2 計画の基本的な方向

計画の基本目標を達成するため、前章の第3に掲げた課題に対応した5つの『重点目標』を定めるとともに、重点目標ごとに設定した『基本的方策』に沿って、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進を図ります。

1 重点目標

- ◎目標1 「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」
- ◎目標2 「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」
- ◎目標3 「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」
- ◎目標4 「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」
- ◎目標5 「南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する」

2 基本的方策

◎重点目標1の基本的方策

- ・ 県民一人ひとりの防犯意識を高める
- ・ 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

◎重点目標2の基本的方策

- ・ 県民運動として取り組むための仕組みをつくる
- ・ 日常生活の場におけるネットワークをつくる
- ・ サイバー空間における被害を抑止する取組を促進する

◎重点目標3の基本的方策

- ・ 学校等における児童等の安全を確保する
- ・ 通学路等における児童等の安全を確保する
- ・ 子どもの安全を確保する
- ・ 高齢者、障害者、女性の安全を確保する
- ・ 観光旅行者等の安全を確保する

◎重点目標4の基本的方策

- ・ 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場および駐輪場を普及する
- ・ 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する
- ・ 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

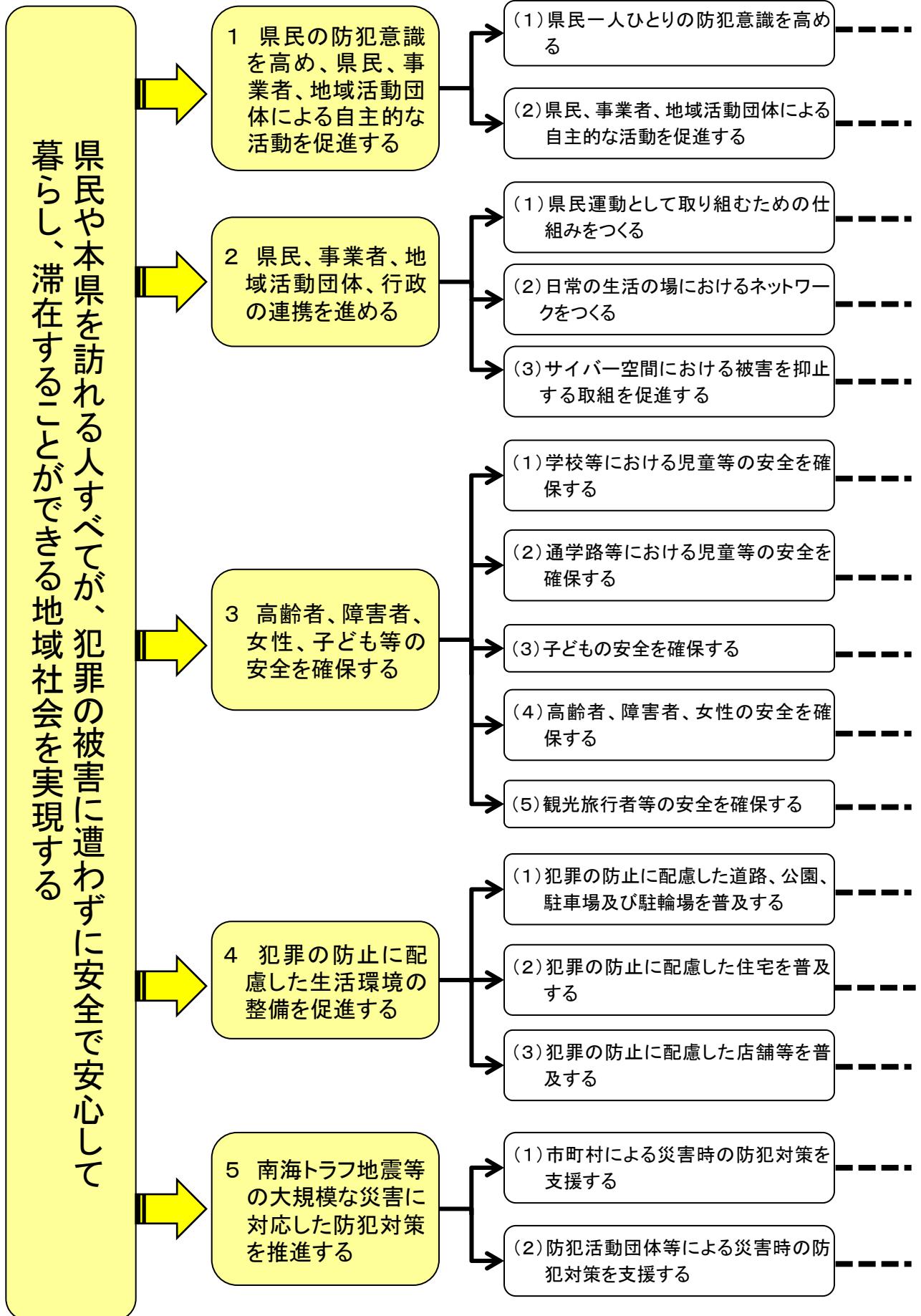
◎重点目標5の基本的方策

- ・ 市町村による災害時の防犯対策を支援する
- ・ 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

【基本目標】

【重点目標】

【基本的方策】



【具体的な取組事項】

- > (1)広報・啓発の充実 (2)犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供
- > (1)広報・啓発の充実 (2)情報共有の促進 (3)防犯活動団体に対する支援
(4)防犯活動を担うリーダーの育成 (5)事業者による活動の促進
(6)高齢者による活動の促進 (7)幅広い世代の防犯活動への参画の促進
- > (1)広報・啓発の充実 (2)全県的な推進体制の強化
(3)地域における推進体制づくりに対する支援 (4)市町村に対する支援
(5)暴力団を許さない社会づくりに対する支援
- > (1)ネットワークづくり
- > (1)広報・啓発の充実 (2)情報共有の促進
(3)サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成
- > (1)学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言
(2)学校等の安全確保体制づくりの促進
(3)学校等における児童等の見守り活動等の推進 (4)児童等への安全教育の充実
(5)防犯環境整備の促進
- > (1)通学路等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言
(2)通学路等における児童等の見守り活動等の促進 (3)通学路等の環境整備の促進
- > (1)広報・啓発の充実 (2)子どもたちを健やかに育てる取組
- > (1)広報・啓発の充実 (2)高齢者の見守り活動の推進
(3)障害者の見守り活動の推進 (4)女性の犯罪被害回避に関する取組
- > (1)安全情報の提供 (2)従業員等に対する防犯教育の促進
- > (1)犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知
(2)犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備
(3)防犯カメラの設置の促進
- > (1)犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知
(2)住宅の安全に関する情報の提供 (3)公営住宅の指針に基づく整備
- > (1)金融機関に対する啓発 (2)深夜小売店舗に対する啓発
- > (1)地域の防災計画への「防犯の視点」の反映
(2)地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発
(3)発生前の備え及び発生後の対応への支援
- > (1)防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援
(2)自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ